

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を改正する件  
令和2年 4月 3日 内閣

**新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を改正する件**

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

- 令和二年四月三日 内閣総理大臣 安倍 晋三  
第三十六号から第八十六号までを十一号ずつ繰り下げる。  
第三十号を第三十六号と、第三十一号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。  
三十八 東京電力リニューアブルパワー株式会社  
第三十二号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
四十 東北電力ネットワーク株式会社  
第三十三号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。  
四十二 北陸電力送配電株式会社  
第三十四号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。  
四十四 北海道電力ネットワーク株式会社  
第三十五号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。  
四十六 電源開発送変電ネットワーク株式会社  
第二十七号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。  
三十一 中国電力ネットワーク株式会社  
第二十八号を第三十二号とし、同号の次に次の二号を加える。  
三十三 中部電力パワーグリッド株式会社  
三十四 中部電力ミライズ株式会社  
第二十九号を第三十五号と、第二十六号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十九 四国電力送配電株式会社  
第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十七 九州電力送配電株式会社  
第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十五 関西電力送配電株式会社

\*\*\*\*\*